

## 第二期

# 避難 12 市町村におけるイノシシ対策のための 広域戦略 概要版

### 第 1 章 避難 12 市町村におけるイノシシ対策のための広域戦略の位置づけ等

#### 1. 背景と策定の経緯

「避難 12 市町村におけるイノシシ排除のための広域緊急戦略」の展開期間の満了を迎えるにあたり、残された課題の解決に向けて、引き続き関係者間で連携して取り組む必要があることから、同戦略を改定し、「避難 12 市町村におけるイノシシ対策のための広域戦略」（以下「広域戦略」）を策定した。

#### 2. 広域戦略と個別計画の関係

広域戦略の基本方針は、「避難 12 市町村におけるイノシシ等野生鳥獣による被害が生じないようにすることを目的として、避難 12 市町村内における個々の取組を充実させるとともに、住民参加による継続的な対策が可能となるような体制を各市町村が構築し、なおかつ各市町村間の連携を図る」とする。広域戦略は、福島復興再生計画、福島県第 12 次鳥獣保護管理事業計画、鳥獣被害防止特措法に基づく「被害防止計画」等とのとの整合性を確保する。

#### 3. 第一期広域緊急戦略（平成 30 年度～令和 2 年度）の成果と課題

成果目標である「人身被害ゼロの継続」、実施目標である「避難 12 市町村対策会議の開催」、「避難 12 市町村担当者人材育成研修の実施」等は達成された。一方で、成果目標の「市街地からのイノシシの排除」に関しては一定の効果が見られた市町村はあるものの、避難 12 市町村全体での十分な排除には至っていない。

イノシシの目撃件数や農業被害額は引き続き憂慮すべき水準にある。

地元の猟友会を中心とする鳥獣被害対策実施隊や捕獲隊の隊員の人員不足や高齢化が顕著である。また、住民が鳥獣被害対策に積極的に参加しているケースは多くない。さらに、市町村の鳥獣被害対策担当職員の間で知識や経験が十分に引き継がれず、蓄積されにくい。担当職員の繁忙さ等もあり、鳥獣被害対策に係る PDCA サイクルの推進が不十分である。

近隣市町村間での連携に関し、境界付近に係る情報共有や対策の共同実施に本格的に取り組むまでには至っていない。



令和元年度から2年度にかけての1 km メッシュあたりの痕跡密度の変化率（左）及び市街地に出没するイノシシ（右）（令和3年1月撮影）

#### 4. 第二期広域戦略の目的及び期間

第二期広域戦略の目的は、「鳥獣鳥獣被害対策の強化による、住民が安心して暮らせる安全な生活環境の確保」とする。

対象とする主たる野生鳥獣種をイノシシとし、対象期間を令和3年4月から令和8年3月の5年間とする。

## 第2章 避難 12 市町村鳥獣被害対策会議の位置づけ及び各参加機関の役割

### 1. 対策会議の役割

以下の事項を協議する。

- ◇ 住環境周辺におけるイノシシ等による鳥獣被害対策の総合調整に関すること
- ◇ イノシシ等による鳥獣被害対策についての関係機関相互の連携及び情報交換に関すること
- ◇ その他、情報共有、モデル実証事業検討等、イノシシ等による鳥獣被害対策に関して必要な事項

## 2. 対策会議の構成及び参加組織の役割

参加組織	部局・氏名等	役割
避難12市町村	田村市、南相馬市、川俣町、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村	各市町村個別計画の作成。同計画に基づく対策実施。近隣市町村等との連携。
福島県	避難地域復興局、生活環境部、商工労働部、農林水産部	対策会議の事務局。対策実施・市町村の対策支援。各参加機関活動情報の集約・統括。
国	復興庁、内閣府、経済産業省、環境省、農林水産省	復興庁が中心となり各府省庁や福島県と連携、対策を支援。その他各府省庁の所掌に基づく対策支援等。
専門家チーム	野生鳥獣管理を専門とする有識者	野生鳥獣の生息状況調査及び被害対策全般についての助言
一部事務組合	双葉地方広域市町村圏組合	双葉郡で捕獲されたイノシシの処分

## 第3章 イノシシ対策の推進方針

### 1. 目標

#### <実施目標>

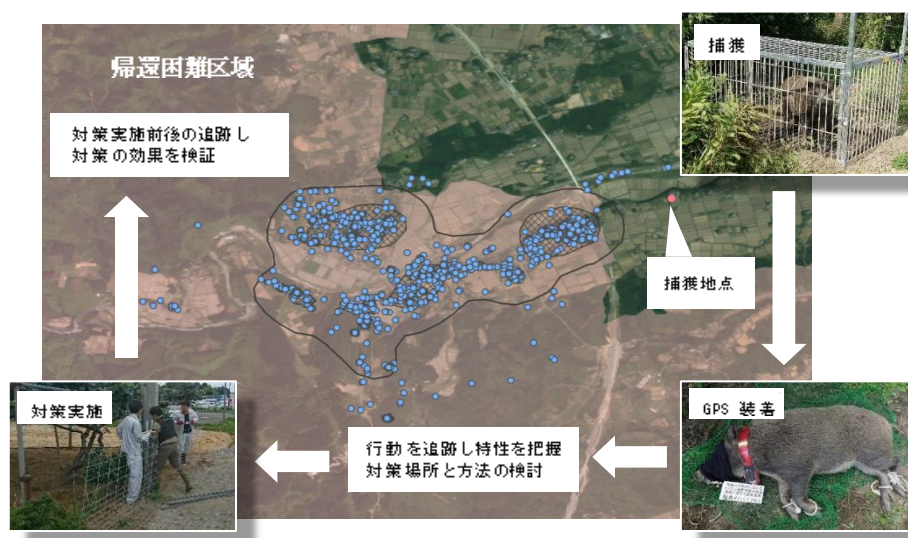
- ◇ 広域的視点も重視した鳥獣被害対策の3本柱の推進
- ◇ ゾーニング及びモニタリング調査結果の共有
- ◇ 人材の育成・確保に向けた研修会・講習会の開催
- ◇ 住民向けの情報発信、より広範な対象の情報発信の場への参加
- ◇ PDCA サイクルによる管理の徹底
- ◇ 市町村個別計画の策定サポート及び評価
- ◇ 広域モニタリングの情報収集体制の整備及び効果検証

### 2. 主な取組

#### (1) 被害防止対策の充実

関係市町村間での連携を含めた広域的視点も意識して、①生息環境管理、②侵入防止柵の設置、③捕獲（鳥獣被害対策の「3本柱」）を、適切に組み合わせて実施していく。

各市町村においては、ゾーニング管理の対象とすべき地域の設定及び各領域への区分作業を進め、必要に応じ、関連情報を近隣市町村間で共有する。野生鳥獣の生息状況や被害発生状況を把握し対策実施に活かすためにモニタリング調査を実施し、それに必要な情報収集体制を整備する。先進的な取組事例を参考にしつつ、地域特有の状況を考慮した被害対策モデルとなる実証事業を実施する。



第一期広域緊急戦略展開期間中に実施された、「イノシシへの GPS 装着、行動追跡と各種対策の効果検証」モデル事業の概略

## (2) 被害防止対策実施体制の強化

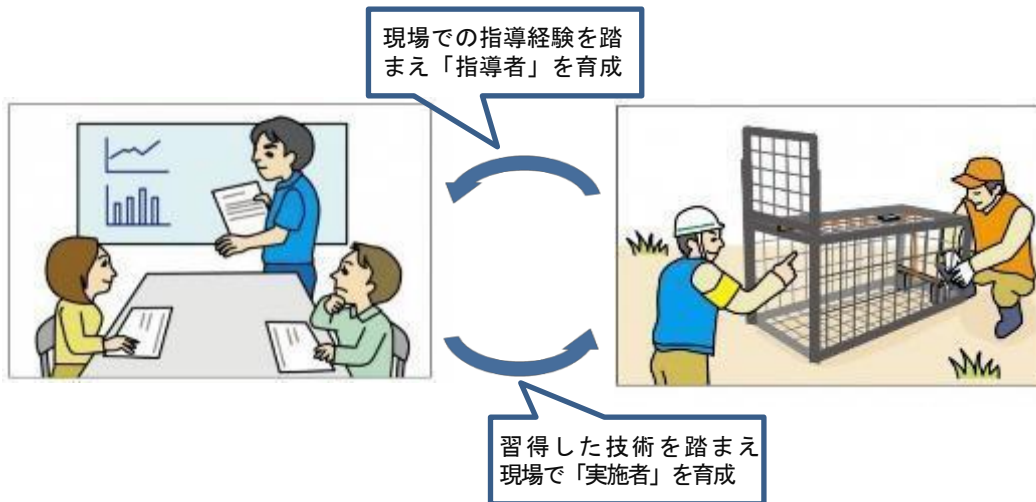
住民同士が協力して対策を行うよう町内会・自治会等にはたらきかけ、合わせてこれらについての合意形成に関するノウハウを提供する。また、市町村担当職員等と連携して、それぞれの地域におけるリーダーの育成にも努める。さらに、認定鳥獣捕獲等事業者などからの積極的協力を求める。

「地域リーダー育成研修会」及び「避難12市町村被害対策研修事業」（仮称、令和8年3月まで）を効果的に組み合わせて行い、これらへの市町村担当者の積極的参加を促す。また、常日頃より市町村担当者が知識や技術について学べるよう、インターネット上で閲覧できる研修資料を作成する。さらに、地域のリーダーや取組参加住民を通じるなどして、対策が必要な地域全体に技術を普及させる。

帰還住民を対象とした被害対策等の普及啓発のための情報発信に加え、避難者に対してもイノシシ等の出没・被害状況や取組に関するリーフレットを配布するとともに、研究機関等と連携して広く情報を発信する。さらに、大学等の主催するシンポジウムに積極的に参加するなどして、研究成果等の収集や情報交換を行う。

効率的かつ効果的な対策を実施していくため、科学的なデータに基づき「PDCA サイクル」の手法を実行していく。

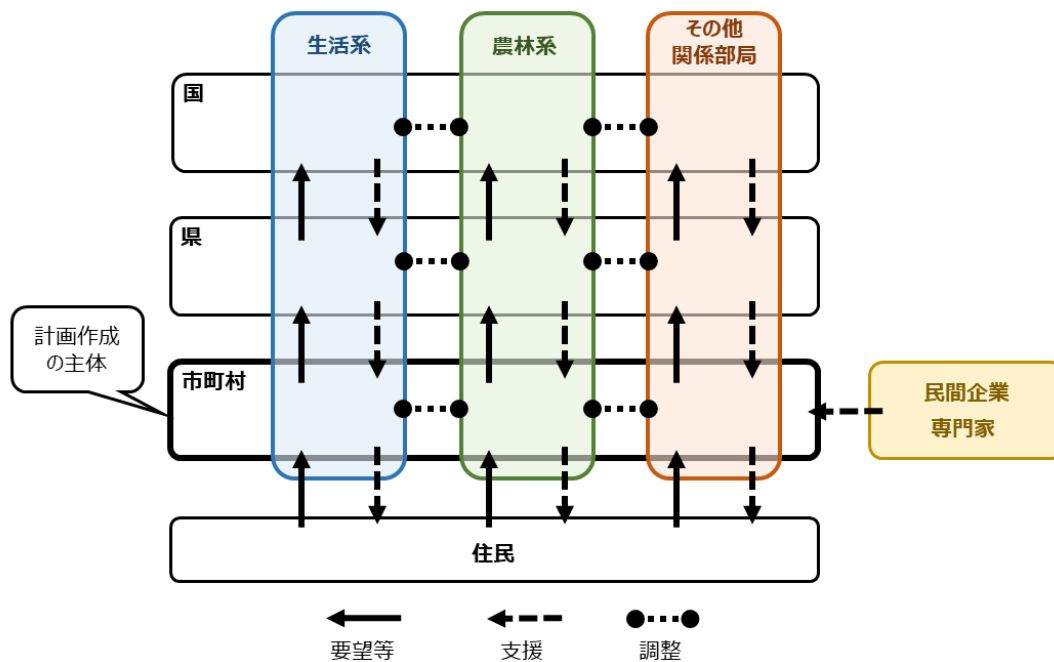
技術マニュアルの継続的な活用を促すため、研修会において市町村担当者にもその内容や活用方法を説明し、地域や住民に対しても普及を図る。



人材育成の充実による好循環

### (3) 被害防止対策の効果を上げるための連携強化

隣接する対策主体が連携し、情報共有を図る。また、避難 12 市町村全体で生息状況や行動特性等を共有した上で、効果が高いと想定される地域で集中的に対策を実行する。さらに、住宅地、農地、林地、河川等を管轄する部署の横断的な連携を図る。



鳥獣被害対策における縦・横断的連携体制のイメージ

### (4) 各市町村個別の取組と広域的な取組の実施方針

対策の効果を十分に発揮させるよう、各市町村の実情に応じた個別計画を策定し対策を実施する。「現場」の状況を把握し「現場」の実情に合った方法を選択していく「現場第一主義」の考え方を重視する。



被害発生地域に含まれる全ての市町村が協働して対策を実施する必要があるため、複数市町村による対策を円滑に実施するための体制を整備し、各市町村間で実施する対策を個別計画に含める。

避難 12 市町村全体として、i 広域的な評価（モニタリング）、ii 実務担当職員間情報共有の場の設置、iii 広域的な対策のための人材の確保及び育成、を行う。

## （５） 中長期的ロードマップ

第二期広域戦略期間終了後も見据え、地域の実情に応じた中長期的な体制の整備と役割分担を検討し、自助、公助、共助の組合せにより対策を構築し、合わせて住民参加やリーダー育成等を推進する。

WebGIS 等を活用した情報収集と共有の体制構築を進めることにより作業の省力化と効率化を図ることとする。

他地域のイノシシ対策、ドローンや AI 技術などのイノシシ対策への活用といった事例について常に情報収集し、それぞれの実情に合わせ応用し、積極的に導入していくことを期待したい。

## 第 4 章 各市町村が実施する具体的な方策

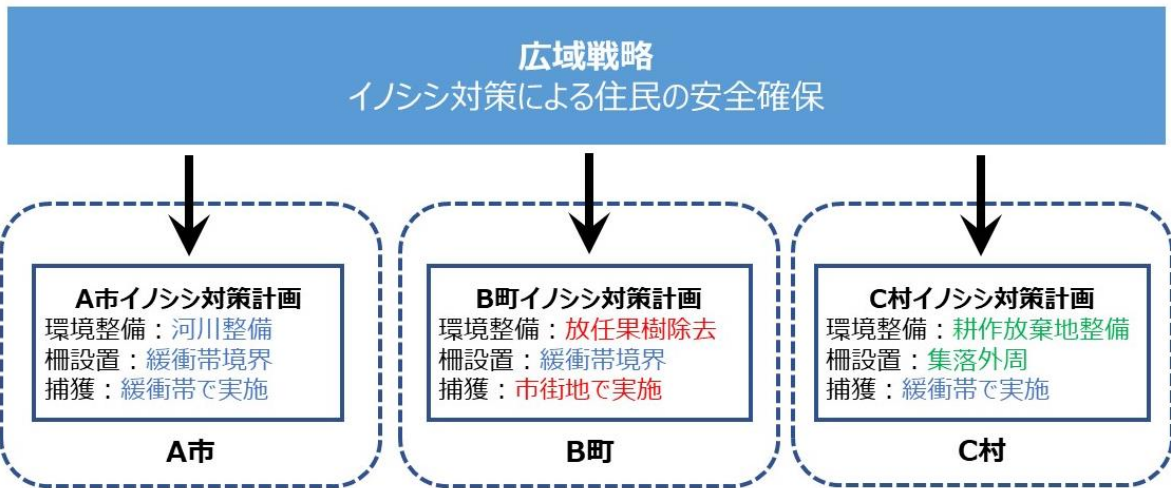
### 1. 個別計画の策定方針

各市町村は以下の項目を中心とした個別計画を策定し、当該計画に基づき対策を実施する。

- ◇ 市町村ごとの実情に応じた、イノシシ排除・侵入防止に向けた目標
- ◇ 目標達成に向けた具体的な対策
- ◇ 対策の効果検証の方法

個別計画に記載する事項

- ◇ 計画策定の背景と目的（背景・計画の位置付け・目的・過年度計画の遂行状況と改善点）
- ◇ 計画の対象種
- ◇ 計画の対象区域とゾーニングの設定、実施期間
- ◇ 対象区域における現状（帰還状況・営農状況・被害状況・生息状況・対策状況）
- ◇ 現状の評価（フェーズ・必要な対策）
- ◇ 計画の目標
- ◇ 目標達成に向けた具体的な方策（対策手法・事業規模）
- ◇ 事業評価（モニタリング）の方法
- ◇ 計画実施の体制
- ◇ 広域的な連携体制
- ◇ 計画実施の行程表
- ◇ 計画の実施体制と役割分担



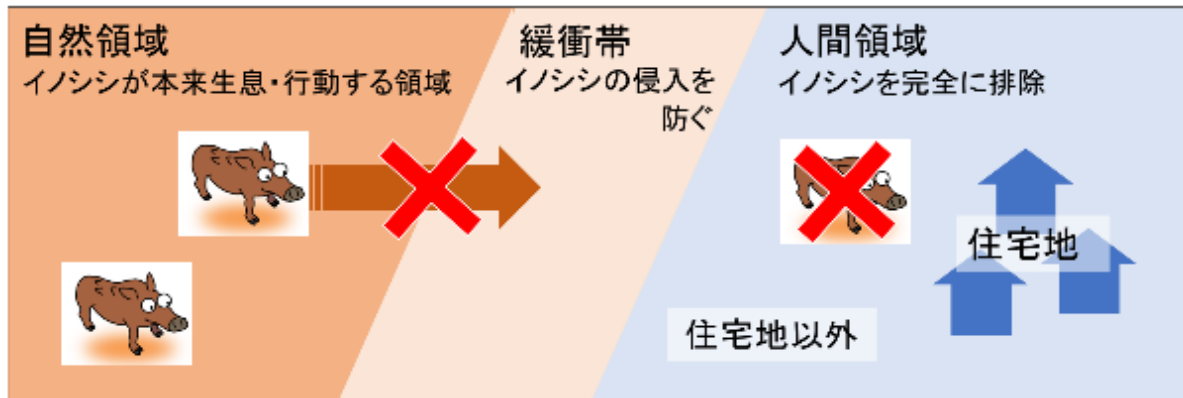
広域戦略と個別計画の関係  
各市町村の実情に応じて必要な対策を選択する。

## 2. 個別計画に記載する取組

各市町村における土地利用状況や避難指示解除状況、野生鳥獣の生息状況、被害発生状況、復興の目的を考慮して、ゾーニングを設定する。

各ゾーンにおいて、対策の「3本柱」を進めるとともに、それらの効果を検証するためのモニタリング調査を実施する。

この実施にあたり情報収集を効率的・継続的に行うため、記録用紙やデータ整理形式の統一及び WebGIS の運用によりデータを管理する。



ゾーニング管理の設定イメージ

## 3. 個別計画の支援体制

国や福島県主導のもと、専門家チーム等の有識者が指導や助言を行い、策定を支援する。福島県自然保護課富岡駐在員事務所に配置された福島県及び環境省駐在員が他機関における対策等の情報収集等を行い、避難地域鳥獣対策支援員が中心となり計画実行の支援を行う。

#### 4. 個別計画に基づき実施する対策

---

対策を実施する地域をゾーニングによって区分し、各ゾーンにおいて効果的な対策を採用する。また、現状と対策の効果を継続的に把握するために、モニタリング調査を実施する。さらに、新規技術等の実施手順等をモデル事業によって実証するほか、住民の対策参加のための情報発信を行い、意識醸成を図る。

#### 5. 継続的な対策実施体制の構築

---

対策は被害状況の一時的な変動に左右されることなく、継続することが重要であり、①生息環境整備、②侵入防止柵設置、③捕獲、について継続的な維持管理体制・実施体制を構築する。